

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	群馬県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	97-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.gunma.jp/07/b27g_00001.html

執行機関名 群馬県知事

肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	肝炎患者等のうち知事が認めた者に対して定期検査に係る費用を支給する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	70	
③番号法別表第2の項	97	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1 第6の項 肝炎患者等のうち知事が認めた者に対して定期検査に係る費用を支給する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第1条	群馬県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要領 第1
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、 <u>感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。</u>	第1 目的 この事業は、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について(平成26年3月31日健肝発0331第1号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知)」に基づき、利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談や啓発及び陽性者のフォローアップにより陽性者を早期治療につなげ、 <u>ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。</u>

⑦独自利用事務の関連規範

群馬県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業実施要領